第六条　（略）

附　則

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

第八条　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　第三条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成二十八年政令第四号）に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（求人者が第三条第一号イに該当する場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為をしたことがある場合に限る。）にあっては、当該同一の法律の条項に違反する行為を施行日以後にした場合）について適用する。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十三号

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第三十二号）の施行に伴い、並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百九十九条第二項、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十九条第二項、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十四条、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第十九条第三項、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十三条第一項、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）第四条第一項、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十条、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第十四条及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づき司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した号（以下この条、第十四条、第十六条及び第二十六条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第百九十九条第一項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。	**第二条**　［同上］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
(3)　警察庁の生活安全局、刑事局、交通局、警備局及びサイバー警察局に勤務する警部以上の階級にある警察官	(3)　警察庁の生活安全局、刑事局、交通局及び警備局に勤務する警部以上の階級にある警察官